

決 議

リニア中央新幹線は、日本の三大都市圏を約一時間で結び、巨大経済圏「スーパー・メガリージョン」を形成する、我が国の将来にとっても極めて重要な国家的プロジェクトである。平成 28 年 11 月、改正鉄道・運輸機構法が成立し、政府は鉄道建設・運輸施設整備支援機構を通じ、計 3 兆円の資金を J R 東海に融資することで、リニア中央新幹線全線開業の最大 8 年前倒しを支援することとなった。

この決定に関し我々は、全国新幹線鉄道整備法に基づく昭和 48 年の基本計画及び平成 23 年の整備計画における主要な経過地「奈良市附近」の記載、平成元年の奈良県議会及び奈良市議会における「奈良市に停車駅を設置する」旨の決議に基づく事実上の中間駅設置予定地として大いに歓迎するとともに、更なる早期全線開業実現を期待する。

我々は、奈良県民長年の悲願であるリニア中央新幹線の早期全線開業及び奈良市への中間駅設置の実現のため、引き続き官民一体となり強力な運動を展開するとともに、関係機関に対し、下記について早急に適切な措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 国土強靱化、地方創生回廊の実現に向け、より一層早期にリニア中央新幹線の東京・大阪間の全線開業を行うこと。
- 2 リニア中央新幹線の直進性を確保しつつ、大規模災害等発生時のリスク分散化のため、東海道新幹線のリダンダンシー機能を備える「奈良市」を経由するルートとすること。
- 3 世界遺産「古都奈良の文化財」を有し、年間約 1500 万人が訪れる日本屈指の観光地であり、乗降客にとって利用価値が高く、県下最大の鉄道需要を誇る県都「奈良市」に中間駅を設置すること。

以上決議する。

平成 29 年 1 月 20 日

リニア中央新幹線奈良駅設置推進会議会長
奈良市長 仲 川 げ ん